

葉山町税条例等の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）等の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和元年6月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例等の一部を改正する条例

(葉山町税条例の一部改正)

第1条 葉山町税条例(昭和50年葉山町条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第12条第24項」を「第12条第19項」に改める。

附則第12項中「第7条第11項」を「第7条第13項」に、「第12条第24項」を「第12条第19項」に改める。

附則第13項第4号中「第15条第29項第1号」を「第15条第30項第1号」に改め、同項第5号中「第15条第29項第2号」を「第15条第30項第2号」に改め、同項第6号中「第15条第29項第3号」を「第15条第30項第3号」に改め、同項第7号中「第15条第30項第1号」を「第15条第31項第1号」に改め、同項第8号中「第15条第30項第2号」を「第15条第31項第2号」に改め、同項第9号中「第15条第32項第1号イ」を「第15条第33項第1号イ」に改め、同項第10号中「第15条第32項第1号ロ」を「第15条第33項第1号ロ」に改め、同項第11号中「第15条第32項第1号ハ」を「第15条第33項第1号ハ」に改め、同項第12号中「第15条第32項第1号ニ」を「第15条第33項第1号ニ」に改め、同項第13号中「第15条第32項第1号ホ」を「第15条第33項第1号ホ」に改め、同項第14号中「第15条第32項第2号イ」を「第15条第33項第2号イ」に改め、同項第15号中「第15条第32項第2号ロ」を「第15条第33項第2号ロ」に改め、同項第16号中「第15条第32項第3号イ」を「第15条第33項第3号イ」に改め、同項第17号中「第15条第32項第3号ロ」を「第15条第33項第3号ロ」に改め、同項第18号中「第15条第32項第3号ハ」を「第15条第33項第3号ハ」に改め、同項第19号中「第15条第37項」を「第15条第38項」に改め、同項第22号中「において準用する法附則第15条の6第2項」を削る。

(葉山町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 葉山町税条例の一部を改正する条例(平成30年葉山町条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第21項を第26項とし、第16項から第20項までを5項ずつ繰り下げる改正規定中「第21項」を「第18項」に、「第26項」を「第24項」に、「第16項から第20項までを5項ずつ繰り下げる」を「第17項を第23項とし、第16項を第22項とする」に改める。

附則第15項を改め、同項を附則第20項とする改正規定中「第20項」を「第21項」とする。

附則第14項の次に5項を加える改正規定を次のように改める。

附則第14項の次に次の6項を加える。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

15 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(環境性能割の課税免除)

16 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の減免の特例)

17 当分の間、第26条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の税率の特例)

18 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の4第1号	100分の1	100分の0.5
第26条の4第2号	100分の2	100分の1
第26条の4第3号	100分の3	100分の2

19 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第26条の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

20 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の葉山町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

条例の概要

題名

葉山町税条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

(1) 葉山町税条例の一部改正

固定資産税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法の改正に伴い、同法を引用している条例の規定を改めることとした。

(2) 葉山町税条例の一部を改正する条例の一部改正

平成30年第4回定例会において可決された「葉山町税条例の一部を改正する条例」（平成30年12月17日公布、平成30年葉山町条例第27号）について、地方税法の改正に伴い、「令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した、自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のもの」に係る環境性能割の税率の特例を「100分の2」から「100分の1」とする改正規定を加えることとした。

(3) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

葉山町税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附則 （耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>11 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略） （耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4）略 （5） 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （6） 略</p>	<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p> <p>附則 （耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>11 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（6）（略） （耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（4）略 （5） 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （6） 略</p>

改正後	改正前
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(10) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(13) 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(15) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(9) 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(10) 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(13) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p> <p>(14) 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(15) 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p>

改正後	改正前
(16) 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(16) 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(17) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(17) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(18) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(18) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(19) 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2	(19) 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2
(20)・(21) 略	(20)・(21) 略
(22) 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2	(22) 法附則第15条の8第2項において準用する法附則第15条の6第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2

葉山町税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>葉山町税条例の一部を改正する条例 平成30年12月17日条例第27号</p> <p>附則第18項を第24項とし、第17項を第23項とし、第16項を第22項とする。 附則第15項（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項を附則第21項とする。 附則第14項の次に次の6項を加える。 15～19 （略） 20 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。</p>	<p>葉山町税条例の一部を改正する条例 平成30年12月17日条例第27号</p> <p>附則第21項を第26項とし、第16項から第20項までを5項ずつ繰り下げる。 附則第15項（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項を附則第20項とする。 附則第14項の次に次の5項を加える。 15～19 （略）</p>